最終更新日:2016年12月26日
株式会社アビスト
代表取締役社長　進　勝博
問合せ先:専務取締役　島村　恒基
証券コード:6087
http://www.abist.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

開かれた、健全で透明な企業活動を行いつつ、企業価値の増大と永続的発展を目指すことが、経営上の最も重要な課題であり、それを実現するためには、経営上の組織体制やその仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことが不可欠であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】
平成27年9月末の株主比率は議決権ベースで76%が個人投資家となっており、機関投資家、海外投資家の比率は低いため、現時点においては、議決権の電子行使や招集通知の英訳は実施せず、招集通知の事前公開にて対応いたします。今後、機関投資家、海外投資家の比率の状況に応じて議決権の電子行使や招集通知の英訳を検討いたします。

【補充原則3-1-2　英語での情報開示】
今後、海外投資家の比率の状況に応じて開示資料の英訳を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
当社は株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本としています。併せて、自己資本と他人資本とのバランスを考慮しつつ、適切な株主還元を実施してまいります。配当性向は30%以上を基本方針としています。

【原則1-4　政策保有株式に関する方針】
当社は、政策保有株式として上場株式を保有しません。

【原則1-7　関連当事者間の取引の枠組み】
当社と役員等の関連当事者との取引は当社の財政状態や経営成績等に影響を及ぼすことがあります。関連当事者および関連当事者取引を適切に管理するために「関連当事者の開示に係る細則」において、関連当事者の把握、取引の調査方法、取引の範囲等を定めています。

【原則3-1-(i)　経営理念等】
当社は企業理念として、「事業目的」「経営理念」「三信条」を定め、ホームページに公開しています。
http://www.abist.co.jp/company/philosophy.html

【原則3-1-(ii)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
当社はCSRレポートにて、内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンスを含めた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を公開しています。あわせて、コンプライアンスガイドラインを定めています。
http://www.abist.co.jp/csr/report-2015.pdf

【原則3-1-(iii)　取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
取締役の報酬は、株主総会で承認された年額を限度とし取締役報酬規程に基づく取締役報酬基準をベースにして、各取締役の職責、当社の新しい価値創造への取り組みおよびその成果によって決定しています。

【原則3-1-(iv)　経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
役員として相応しい人格・倫理観に加え、関連する業界ならびに当社事業内容の理解、経営に関する客観的判断力・洞察力・先見性、遵法精神等に鑑み、選定しています。指名は、取締役会で決定し、株主総会で承認を受けています。

【原則3-1-(v)　経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
取締役・監査役の選任については、株主総会招集ご通知参考書類において、取締役会が決定した取締役候補者それぞれについて、略歴や重視する事項等を開示しています。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
職務権限規程にて取締役および執行役員の職務について規定しており、概要は以下の通りです。業務執行取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針にもとづき事業計画を決定し業務を執行します。執行役員は所管する部署を統轄します。

【原則 4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は東京証券取引所で定める独立性ガイドラインを基に当社の基準を設け、候補者を選定しています。また、成長戦略への指導・助言など、当社の企業価値向上につながる人材を選任しています。同時に、適時適切な情報共有等に配慮しながら、社外取締役としての目線で忌憚のない意見を頂戴し、尊重するよう心掛けています。

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
現状の取締役会は、代表取締役、専務取締役事業本部長、専務取締役新規事業担当/関連会社担当/顧問等担当/役員等担当、取締役(アビストH&F専務取締役)、社外取締役2名、の6名となっており、当社グループ全体の監督および社外専門性の活用ができる適切な構成であると考えています。今後、女性取締役の選任等さらなる多様性の確保を検討いたします。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役および監査役について他の上場会社との兼任はありません。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社取締役会は、取締役会全体の実効性の分析・評価をおこなうため、毎事業年度終了後に年度目標に対する進捗状況の監督や成長戦略の審議の状況等について議論し、必要に応じて改善しています。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
新しい価値の創造により持続的な企業価値の向上が達成できるよう、経営会議や取締役会においての討議、関連する研修への参加等により、継続的に取締役および監査役の意識やスキルの強化をはかります。

【原則 5-1　株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】
IRについては、適時適切な情報を公正に開示することを基本としています。株主・投資家の皆様との信頼関係を醸成し、企業価値の最大化を図っていきたいと考えています。具体的な取り組み・方針は以下のとおりです。
1.株主との対話全般に係る統括
経営管理を担当する取締役が統括します。
2.社内各部署の有機的な連携のための方策
IR担当部署として広報室を設置し、経営管理企画部、経理部、総務部等の関係部署との連携をおこないます。
3.個別面談以外の手段
定期的な決算説明会や会社説明会をはじめとした取り組みを通じて、積極的な対応を心掛けています。
4.株主意見の経営陣へのフィードバック
対話において把握した株主の意見等は、広報室が必要に応じて取締役・経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有を図っています。
5.インサイダー情報管理方策
株主・投資家の皆様との信頼関係の構築を基本方針とし、対話に際してインサイダー情報の提供はおこないません。また、ディスクロージャーポリシーにより沈黙期間を設定しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
進　勝博	600,000	15.07
ABIST社員持株会	256,200	6.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	252,600	6.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	105,400	2.64
大宅　清文	100,000	2.51
進　絢子	100,000	2.51
日本生命保険相互会社	100,000	2.51
小林　秀樹	90,000	2.26
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	63,200	1.58
大宅　ヤイ子	60,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
眞木　正喜	他の会社の出身者											
太田　成男	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
眞木　正喜	○	―――	株式会社日立製作所にて情報・通信グループ情報システム事業部システム技術統括本部長を経て、同社グループ企業2社において取締役ならびに監査役を歴任され、幅広いフィールドで活躍されてきました。当社におけるシステム開発関連事業の成長戦略と共に、多角的な視点から経営全般に関する指導・助言を期待し、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定するものであります。
太田　成男	○	日本医科大学大学院医学研究科加齢科学系専攻細胞生物学分野大学院の教授であり、日本医科大学先端医学研究所の教授を兼務しております。	自治医科大学講師および助教授を経て、日本医科大学大学院医学研究科で細胞生物学分野の第一線で活躍されており、当社連結子会社の水素水事業をはじめとして、多角的な視点から経営全般に関する指導・助言を期待し、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、監査室（内部監査部門）、会計監査人は、定期的に情報・意見交換を行い、監査の効率性と実効性の向上を図っております。具体的には、定期的に開催される会計監査人とのミーティング（当社側出席者は専務取締役新規事業担当/関連会社担当/顧問等担当/役員等担当、事業本部長、経理部長、全監査役）、内部監査を実施した都度開催される監査報告会（出席者は全取締役、全監査役、監査室長）に加え、監査室による内部監査報告書の会計監査人への提供、常勤監査役と監査室長による適宜の情報交換等により連携の強化が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸山　聡史	他の会社の出身者													
三澤　貞一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山　聡史		当社代表取締役社長の進勝博と三親等の姻族関係にあります。また、自己が経営する株式会社MTIPSの代表取締役社長を兼務しております。	税理士資格を有し、経営管理及び企業会計に精通しています。取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・指摘を期待し、社外監査役に選任しております。
三澤　貞一	○	阿部・井窪・片山法律事務所の事務長であり、株式会社エム．エル．デイの代表取締役、一般社団法人M.L.Dシニアオフィスの代表理事、有限会社経営法学倶楽部の取締役を兼務しております。	法律事務所事務長として、法曹界における長年の経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・指摘を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、各取締役の報酬額については、取締役報酬規程に基づき決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際し、事前検討を可能とするため、議案資料を事前に配布しております。また、社外取締役及び社外監査役を補佐する専属担当者は選任しておりませんが、社外取締役又は社外監査役からの質問、指示等がある場合は、担当部署を問わずサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）取締役会
取締役会は代表取締役社長1名、専務取締役2名、取締役3名（うち社外取締役2名）の計6名で構成され、全ての取締役及び監査役が出席し、毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役の決定した経営の基本方針並びに法令で定められた事項やその他経営に関する重要な事項を決定し、業務執行の監督を行っております。

（2）監査役及び監査役会
会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、監査に関する重要な事項についての報告、協議又は決定をするために毎月1回監査役会を開催し、監査の実効性を高めております。監査役は取締役会の他、重要な会議に出席することにより、取締役の業務執行状況を把握し、また重要書類・稟議書等の閲覧及び各部門との意見交換を行い、経営に対する監視の強化と取締役への適宜意見の陳述・助言を行っております。
また、監査室（内部監査部門）や会計監査人と定期的に情報・意見交換を行い、監査の効率性と実効性の向上を図っております。

（3）バリュー定例会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会
バリュー定例会議は社長、事業本部長及び専務取締役新規事業担当/関連会社担当/顧問等担当/役員等担当で構成しており、毎週月曜日に開催しております。経営及び業務執行にかかわる全般的な重要事項に関して、その方向性や方針の確認・報告などを行い、経営課題及び業務の執行の効率化、迅速化につとめており、問題点は直ちに改善策を講じて業務執行に反映させております。
コンプライアンス委員会は、総務部長を委員長とし、ロボット開発部長、経営管理企画部長、経理部長、広報室長にて構成し、四半期毎に1回開催しております。テーマによっては纏まった作業期間後に開催した方が結論を導きやすい場合もあり、議論すべきテーマに合わせて柔軟に開催日程を設定するようにしております。また、当社は弁護士と顧問契約を締結し、適宜、重要な法的判断、コンプライアンス等に関して、助言と指導を受けております。
リスク管理委員会は、バリュー定例会議メンバーで構成しており、事業を取り巻くさまざまなリスクを洗い出し、的確な対応策を構築することを目的

として、原則として年4回開催しております。

（4）役員報酬の決定方法等
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役報酬規程に基づき決定し、監査役については監査役報酬規程に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社といたしましては、独立性の高い社外取締役及び社外監査役による多角的な視野からの経営への提言及び評価が、経営監視機能の強化につながるものと考えており、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会による現体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年12月22日開催の第11期定時株主総会においては、「株主総会招集ご通知」を総会日の21日前に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日及び準集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上に掲載しています。 http://www.abist.co.jp/ir/disclosure_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期及び第3四半期に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算説明会をを開催するとともに、必要に応じて機関投資家とのIRミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・決算説明会資料・適時開示資料・株主総会招集通知・株主通信・財務情報・株式情報を掲載しております。 http://www.abist.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRを担当する部署として広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が定めるコンプライアンスガイドラインにおいて、環境問題への取り組みとして、自動車業界におけるクリーンエネルギー車の開発等に設計開発技術で貢献すること、日々の企業活動においても環境意識の向上を図ることなどを明記し、実施しております。また、CSRにつきましては、当社の事業目的の一つとして位置付け、意識を高めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社が定めるコンプライアンスガイドラインにおいて、適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保し、Web等を活用し、当社の経営理念や事業内容、ビジネスモデルなどを積極的に情報発信していくことを明記しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・代表取締役が、事業運営の基本方針の精神を、役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を周知徹底する。
・総務部長が当社及びグループ会社のコンプライアンスを推進するためのコンプラインス委員会の委員長となり、コンプライアンス体制の構築、維持・整備に当たる。
・監査役及び監査室は連携し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。
・「公益通報者保護規程」に基づき、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為などを通知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないこととする。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・情報は文書又は電磁的媒体(以下文書等という)に記録し、「稟議規程」「文書管理規程」「組織および業務分掌規程」「職務権限規程」「情報システム運用関連規程」に基づき、担当部門において適切に保存管理を行う。
・文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存する。
・監査役は、「監査役監査基準」に基づき、文書等を閲覧することができる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・各部門やカテゴリー毎のリスク管理は、「経理規程」「予算管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「内部者取引防止規程」によるものとする。
・リスクマネージメントの確立に向けて、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」は当社及びグループ会社のリスクの予防及び危機発生時の迅速・的確な対応を図る。
・監査役及び監査室は当社及びグループ会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
これを受け、取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
・経営効率の確保のため、執行役員制度を充実させ、取締役の意思決定の迅速化と可能な限りの業務執行権限の委譲により効率化を図る。
・取締役会の決定に基づく業務の執行は、「組織及び業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」に基づき遂行する。
・代表取締役は、経営管理企画部に当社及びグループ会社の中期経営計画及び年次経営計画の策定を指示する。また、経営管理企画部が策定した計画に基づき、各部門が設定した目標・課題に対し、その職務執行が効率的に行われているかを監督する。
・組織関連の規程は、必要に応じて適宜見直し改善をする。

(5)当社並びに企業集団における業務の適性を確保するための体制
・グループ会社において業務の適性を確保するための諸規程を整備する。
・当社グループ全体を俯瞰した経営計画の策定並びに、リスク管理体制・コンプライアンス体制の構築、維持・整備を行う。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、その人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
・経営、コンプライアンス等に係わる社内の重要情報が確実に監査役に提供される仕組みを整備し、運用を徹底する。
・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役と定期的(四半期ごと)に会合を持ち、監査体制やその他監査の実効性確保に関する事項についての定期的意見交換会を開催する。
・監査役は、監査室及び監査法人と情報交換を行うなど、連携を図る。
・「監査役監査基準」に基づき、監査役は、必要に応じて、監査室からの報告を求め、また特定の調査を指示することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年9月1日に「反社会的勢力対策規程」を制定、施行しており、各部室長、事業所長を通じて全ての社員に周知徹底いたしました。この規程に則り、新規取引先との取引契約締結時においては、外部調査機関の活用および取引金融機関からの情報の収集等、反社会的勢力との関係について調査し、排除できる管理体制を確立しております。また、既存の取引先につきましても、定期的に情報収集を行い、必要に応じてより詳細な調査を実施し、反社会的勢力を排除できる管理体制としております。
なお、当社は平成20年4月より社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(以下、特防連という)に正会員として入会し、特防連の各定例会、総会、セミナーに参加し、情報収集と、関連機関との連携に努めております。
さらに、反社会的勢力の排除に関しましては、啓蒙用パンフレット「反社会的勢力対応マニュアル」を、当社のe-learning system(ABIST Learning System)に登録し、全社員がいつでも内容の再確認、勉強をすることができる仕組みを導入しております。また、新入社員及び中途入社社員については、入社時に、「反社会的勢力対応マニュアル」を用いて、反社会的勢力排除に関する研修を実施しております。
今後も、所轄警察署及び顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力等の排除体制をより強固なものとしていく方針であります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】

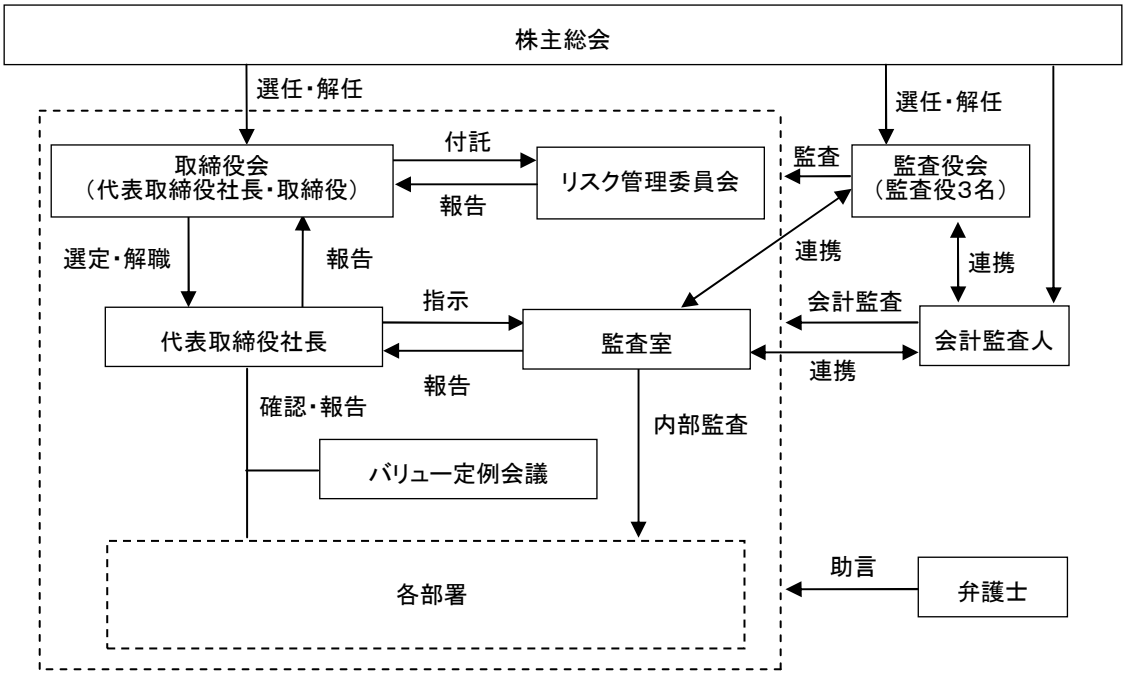
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
（代表取締役社長・取締役）
付託
報告
リスク管理委員会
監査
監査役会
（監査役3名）
選定・解職
報告
連携
連携
指示
会計監査
代表取締役社長
監査室
会計監査人
報告
連携
確認・報告
内部監査
バリュー定例会議
各部署
助言
弁護士

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜決定事実・決算情報＞

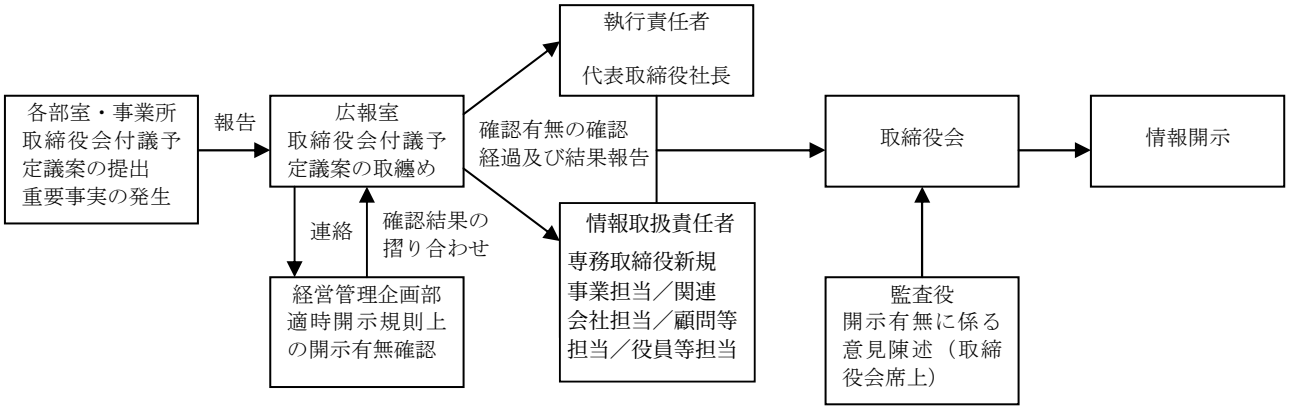

＜発生事実＞

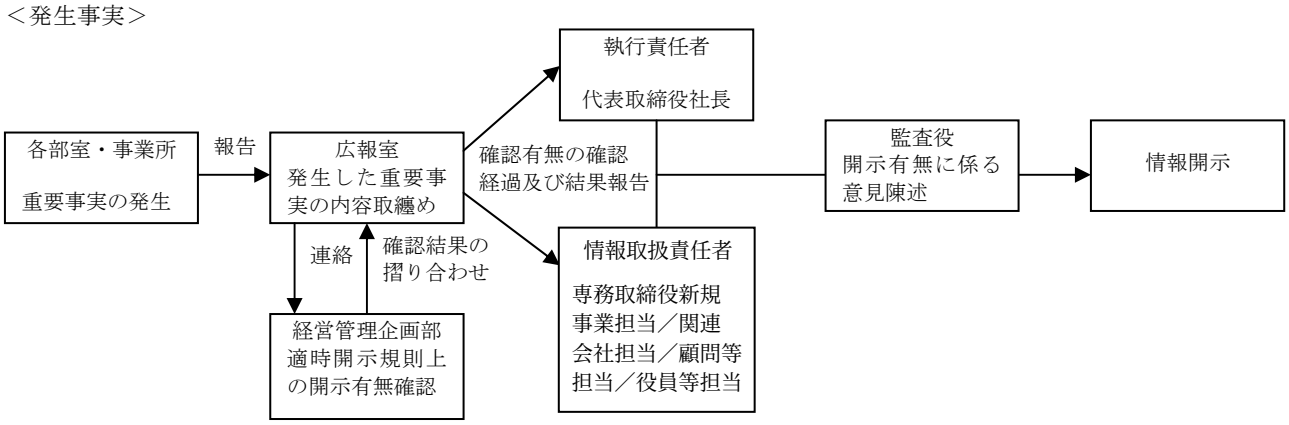

以上